

政策的・投資的事業の 取組方針について

政策的・投資的事業について

市の歳出は人件費や扶助費、公債費など毎年義務的に支出しなければならない固定経費を義務的経費と、地方公共団体の裁量によって削減できる要素を持つ裁量的経費（物件費や補助費など）に分けられます。このうち、公共施設の再整備（ハード事業）や新規の事務事業の実施（ソフト事業）など、特に裁量の高い経費を政策的・投資的経費といい、それらの事業を政策的・投資的事業といいます。

歳出全体

裁量的経費

物件費：旅費、役務費、委託料等
補助費等：団体等への補助金、報償費等
積立金：基金等積立金
出資金：財団法人等への出えん、出資等
繰出金：他会計（国保特会等）への繰出

投資的経費：道路・橋りょう、公園、学校の
建設等社会資本の整備に要する経費

義務的経費

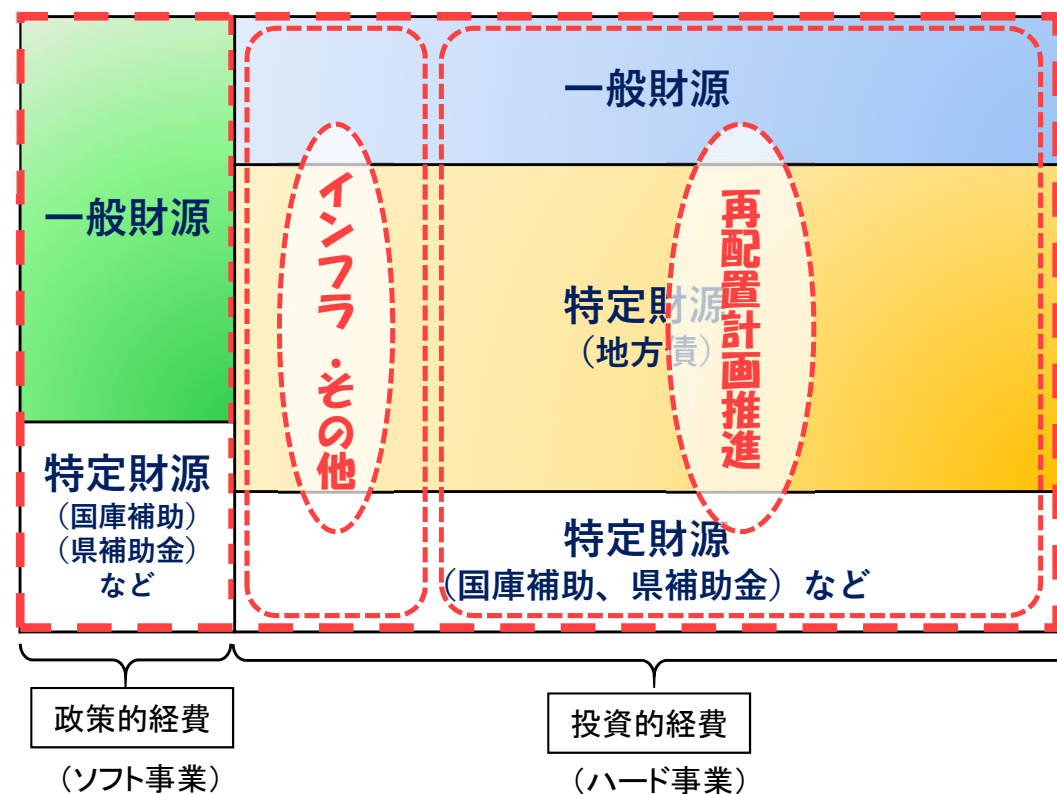
人件費：職員給、退職金、議員報酬手当等
扶助費：生活困窮者、児童、老人、障がい者等
を援助するために要する経費
公債費：地方債元利償還金、一時借入金利子

臨時的に支出する裁量の高い経費

政策的経費・・・新規・拡充する事業（ソフト事業）に伴う経費など
（物件費や補助費等さまざまな区分からなる）

投資的経費・・・社会資本の整備（ハード事業）に要する経費
【再配置計画推進分】公共施設の機能移転や複合化に要する経費
【インフラ・その他分】最低限必要な施設の保全工事、インフラの
新設・改良工事等に要する経費

政策的・投資的経費



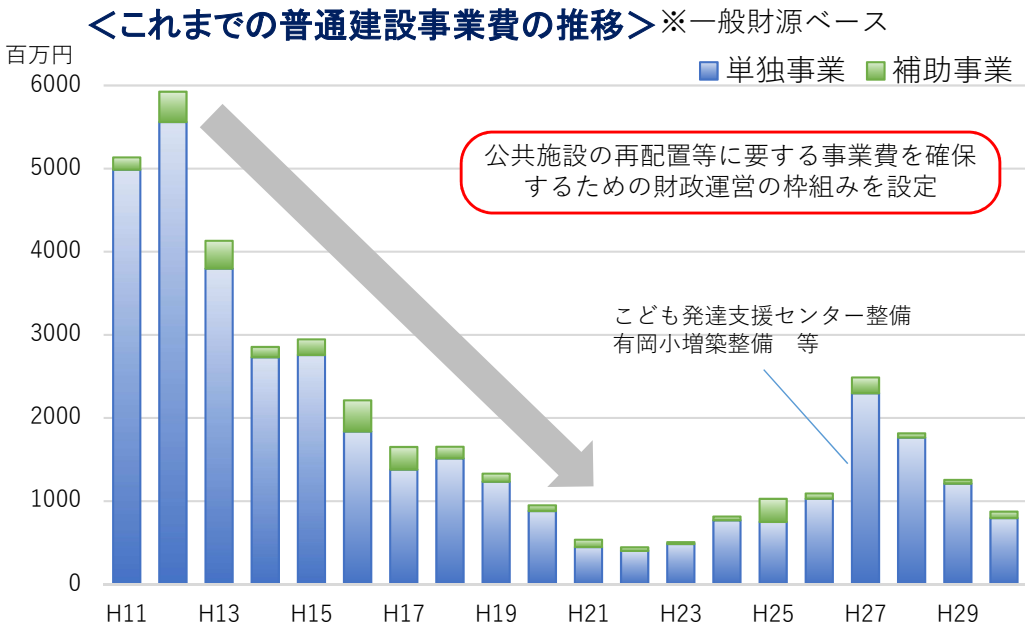
投資的経費の一般財源に財政規律を設定（5ページ）

投資的経費の地方債に財政規律を設定（6ページ）

政策的経費の一般財源に財政規律を設定（7ページ）

これまでの政策的・投資的経費の取り組みについて（一般財源）

現・行財政プランにおいては、伊丹市総合計画(第5次)後期事業実施計画(H28年度～R02年度)における政策的事業(ソフト事業)・投資的事业(ハード事業)に係る一般財源の総額を「投資的経費(インフラ・その他分)」「投資的経費(再配置計画推進分)」「政策的経費」の3つの視点から毎年度の予算編成において上限設定することで安定した財政運営につなげています。



◇現・行財政プランにおける政策的・投資的経費の目標と取組状況

細目	規律	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R01 予算	R02 予算	合計
投資的経費（インフラ・その他分）に係る一般財源	5年間で25億円以内 (原則毎年度あたり5億円以内)	9.3 億円	7.4 億円	6.3 億円	2.3 億円	2.4 億円	27.7 億円
投資的経費（再配置計画推進分）に係る一般財源	5年間で50億円以内 (原則毎年度あたり10億円以内)	7.6 億円	4.3 億円	3.3 億円	4.9 億円	3.1 億円	23.2 億円
政策的経費に係る一般財源	5年間で25億円以内 (原則毎年度あたり5億円以内) (行革努力の削減効果の範囲内)	2.4 億円	3.3 億円	11.5 億円	10.1 億円	3.8 億円	31.1 億円

幼児教育の段階的
無償化等の影響

幼児教育推進計画に基づく関連施策等のため「投資的事业に係る一般財源（インフラ・その他分）」「政策的経費に係る一般財源」について、当初計画した額を超過する見込みです。

【現・行財政プランの目標設定の基本的な考え方】

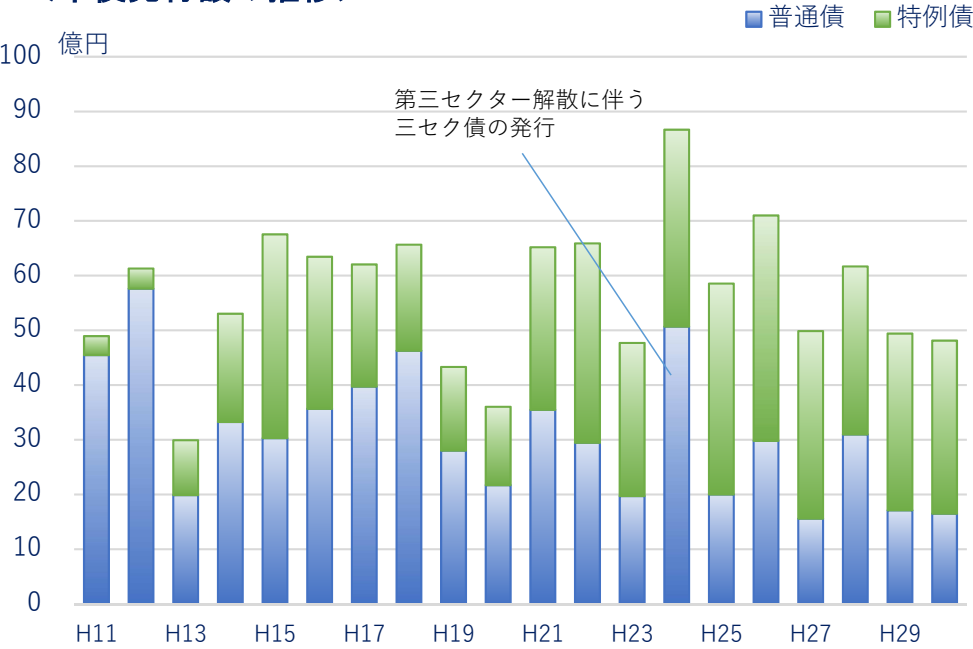
- 政策的経費（ソフト事業）は行革の取組により得られる効果額の範囲内
事業が経常経費となる可能性があるため効率的な行政経営の取組によって得られた効果額の範囲内かつ原則毎年度5億円を上限に配分。
- 投資的経費（ハード事業）を「再配置計画推進分」と「インフラ・その他分」の2種類に区分し、それぞれに上限額を設定
⇒「再配置計画推進分」は計画の着実な推進に向け毎年度あたり10億円、「インフラ・その他分」は過去の実績よりも絞り毎年度あたり5億円、に設定することで、財政の健全性が保てる範囲において積極的な公共施設マネジメントの推進を図る。

政策的・投資的経費に対する規律の設定により、財政の健全性を保ちつつ新規のソフト事業や建設事業を積極的に実施してきました。
引き続き、公共施設マネジメントの積極的な推進や人口減少対策に係る政策的事業など、財政の健全性が保たれる範囲において柔軟かつ積極的に事業を展開する必要があります。

これまでの投資的経費の取り組みについて（市債）

現・行財政プランにおいては、事務事業の抜本的な見直しの取り組み項目の一つとして、伊丹市総合計画(第5次)後期事業実施計画(H28年度～R02年度)における政策的(ソフト)・投資的(ハード)事業に係る市債発行額を「投資的経費(インフラ・その他分)」「投資的経費(再配置計画推進分)」の2つの視点から毎年度の予算編成において上限額を設定することで市債発行額の抑制を図り、将来の公債費縮減に努めています。

＜市債発行額の推移＞



◇現・行財政プランにおける市債発行の目標と取組状況

細目	規律	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R01 予算	R02 予算	合計
投資的経費（インフラ・その他分）に係る市債発行額	5年間で75億円以内 （原則毎年度あたり15億円以内）	17.9 億円	5.7 億円	3.5 億円	10.4 億円	13.6 億円	51.1 億円
投資的経費（再配置計画推進分）に係る市債発行額	5年間で175億円以内 （原則毎年度あたり35億円以内）	12.8 億円	11.4 億円	12.1 億円	33.5 億円	45.8 億円	115.6 億円

緊急防災・減災事業や公共施設等適正管理推進事業といった国の財政措置の充実により、再配置計画推進分については増加傾向である一方、公共施設マネジメント推進に伴う将来の公債費増大を見越した資金手当債（地方交付税措置のない地方債）の発行抑制により、規律を下回る見込みです。

【現・行財政プランの目標設定の基本的な考え方】

- 投資的経費（ハード事業）を「再配置計画推進分」と「インフラ・その他分」の2種類に区分し、それぞれに上限額を設定
⇒「インフラ・その他分を過去の実績以下の15億円を上限とする一方で、再配置計画推進分に35億円を上限として重点的に配分し、短期のあり方検討施設の再配置等の公共施設マネジメントの推進を図る。

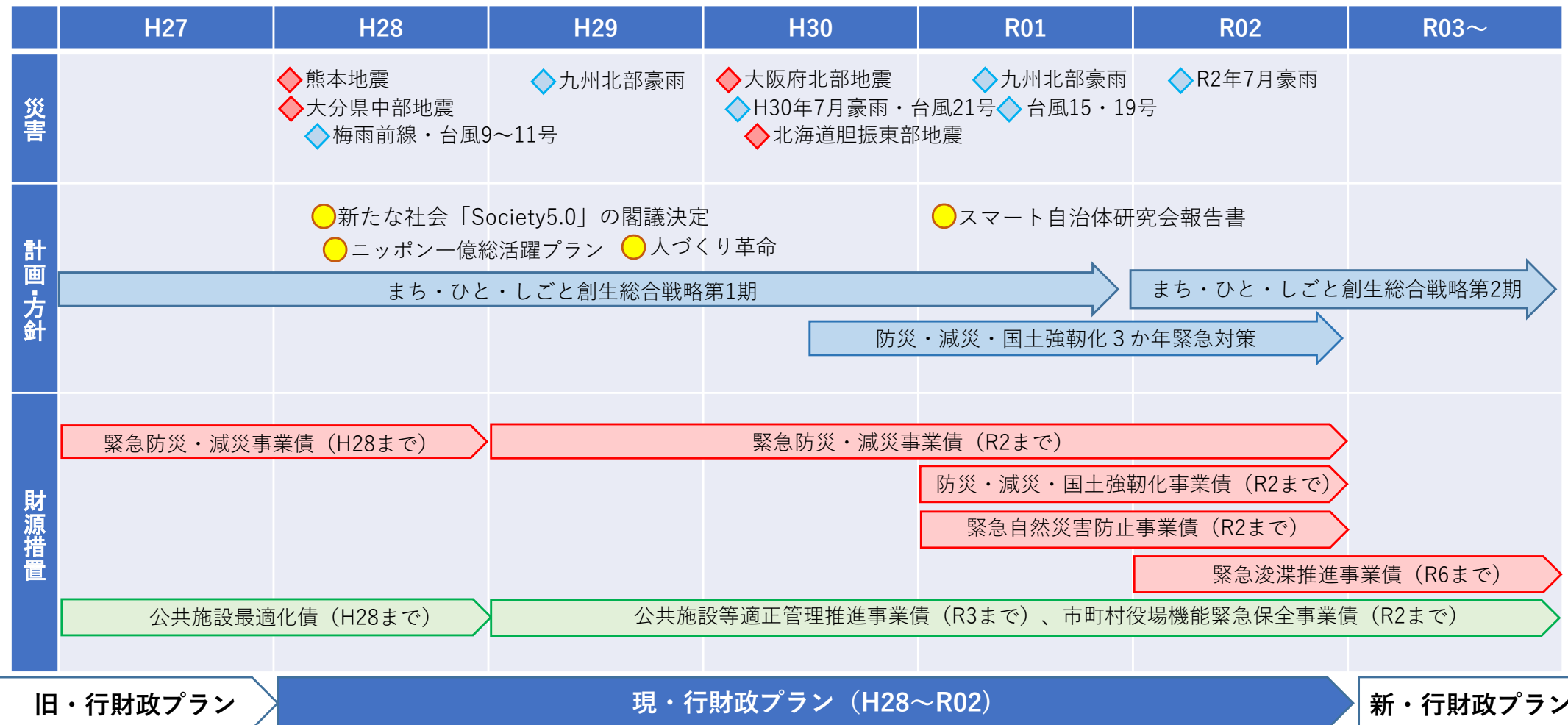
毎年度の予算編成において市債発行の上限を設定するとともに、予算執行時においても地方交付税措置の無い資金手当債の発行抑制を行うことにより、将来負担の軽減に向けた後年度の公債費の削減を図り、財政の健全化に取り組みました。

投資的経費の財政規律における課題①

公共施設の老朽化対策や大規模災害対策といった地方共通の諸課題への対応のために実施する普通建設事業に対しては、国が作成する地方公共団体の歳入歳出総額の見込額の計画である地方財政計画に計上されるとともに、国庫補助や地方交付税等により実施に係る財源を措置されることとなります。

伊丹市ではこれまで、こうした国の有利な財源を積極的に活用し、公共施設の整備や新規施策の実施に係る市税負担の軽減を図ってきました。しかしながら、目まぐるしく変動する社会経済情勢と連動して国の財源措置が行われることにより、国の施策展開と行財政プランの財政規律等に乖離が生じ、柔軟かつ機動的な事業実施に支障が生じる可能性があります。

<国の財源措置等の推移>



投資的経費の財政規律における課題②

投資事業を実施するための財源については現在、緊急防災・減災事業(R2年度まで)や公共施設等適正管理推進事業(R3年度まで)など、国の財政措置により元利償還金に対して交付税措置が受けられる有利な地方債を活用することができます。これら国の財政措置のある地方債は通常の地方債に比べ充当率が高く、所要の一般財源が少なくなるよう設定されています。

しかしながら、これらの有利な地方債の多くは期限が設けられており、後年度において活用できないことが想定されるため、行財政プランにおける財政収支見通しでは、投資的経費に係る地方債の充当条件として、現在の地方財政計画及び地方債計画において恒常的な地方債として設定されているものを活用することを前提に試算しており、財政規律の設定についても同様の条件を用いています。

◇財政収支見通しにおける主な財源充当状況

一般単独事業

地方債 75%

一般財源25%

社会福祉施設整備事業

地方債 80%

一般財源
20%

学校教育施設等整備事業（単独）

地方債 75%

一般財源25%

防災対策事業（地方債75%、一般財源25%）

一般廃棄物処理事業（地方債75%、一般財源25%）など

◇国の財政措置を活用した場合の主な財源充当状況

緊急防災・減災事業（R2年度まで）

地方債 100%

公共施設等適正管理推進事業（R3年度まで）

地方債 90%

一財
10%

学校教育施設等整備事業（補助）

国庫 33%

地方債 60%

一財
7%

防災減災・国土強靱化事業（国庫33%、地方債67%）（R2年度まで）
緊急自然災害防止事業（地方債100%）（R2年度まで）など



充当率の高い有利な地方債を活用することにより所要一般財源が圧縮される一方、市債発行上限を超過する可能性が生じています。一方で将来の公債費負担軽減の観点から地方交付税措置のない地方債の発行抑制を実施することで一般財源が財政規律の上限を超過しており、柔軟かつ機動的な事業展開に支障をきたしています。

財政の健全性の確保に向け、国の財政措置等がある有利な地方債に柔軟かつ機動的に対応できる財政規律の設定が必要となっています。

今後の投資的経費の取り組み（一般財源）

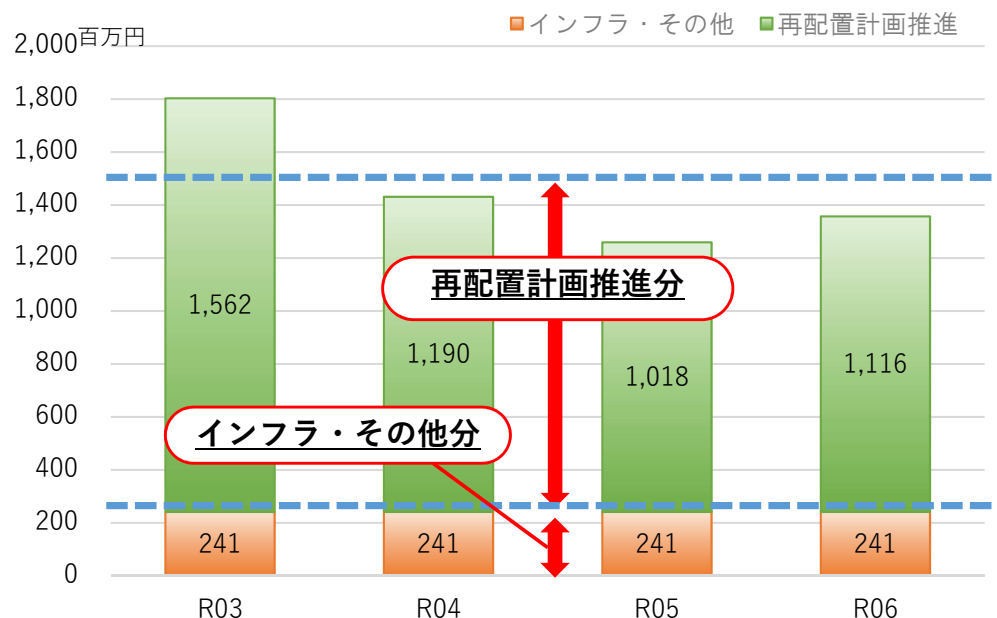
現・行財政プラン計画期間中において、緊急防災・減災事業の延長や公共施設等適正管理推進事業の創設など、国の財政措置の充実等に伴う起債充当率の引き上げ等により、投資的経費に係る一般財源所要額が圧縮される一方、将来の公債費圧縮に向けた発行抑制により一般財源所要額が過大となるなど支障をきたしていることから、計画策定後の状況変化に柔軟に対応できる規律の設定が必要となっています。



課題

国の財政措置を活用することにより一般財源の圧縮される一方、将来の公債費の増大を踏まえた市債の発行抑制を行うことにより一般財源が過大となる状況が生じており、柔軟かつ機動的な事業展開に支障をきたす可能性がある。

＜これまでの規律による投資的経費の見込額＞



＜今後の投資的経費（ハード事業分）の見込額＞



投資的経費（ハード事業分）における一般財源総額の上限設定を維持するとともに、国の財政措置を積極的に活用するため、再配置計画推進分及びインフラ・その他分を統合し、柔軟かつ機動的な公共施設マネジメントの取り組みを推進します。



【財政規律の設定】 投資的経費に係る一般財源は、4年間で60億円以内（原則毎年度あたり15億円以内）

今後の投資的経費の取り組み（地方債）

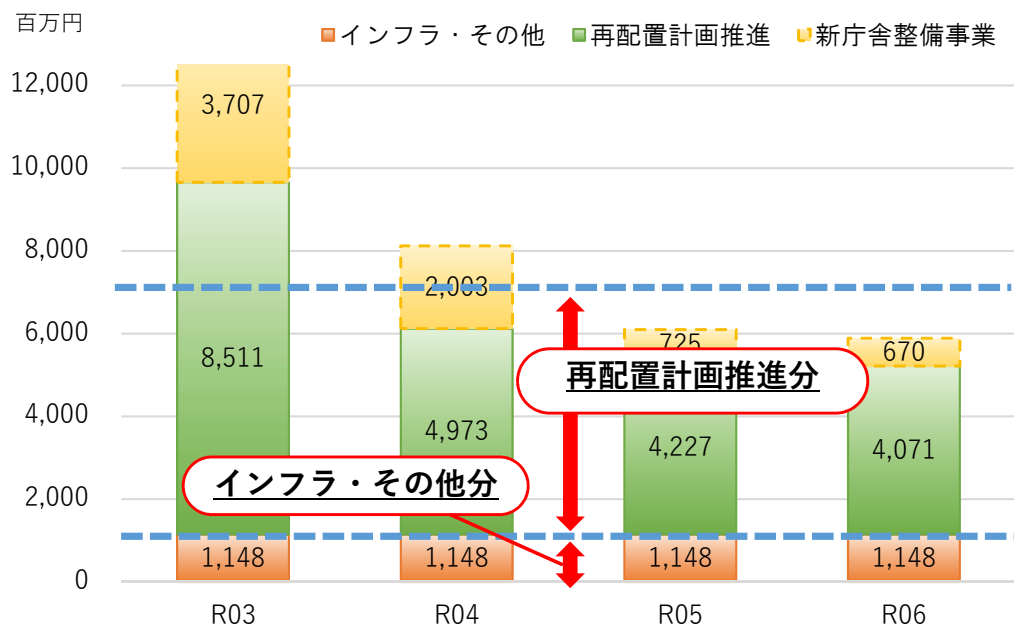
現・行財政プラン計画期間中において、緊急防災・減災事業の延長や公共施設等適正管理推進事業の創設など、国の財政措置の充実等に伴い、投資的経費に係る一般財源所要額が圧縮される一方、地方債充当率の引き上げにより行財政プランにおける規律を上回る可能性が生じており、計画策定後の状況変化に柔軟に対応できる規律の設定が必要となっています。



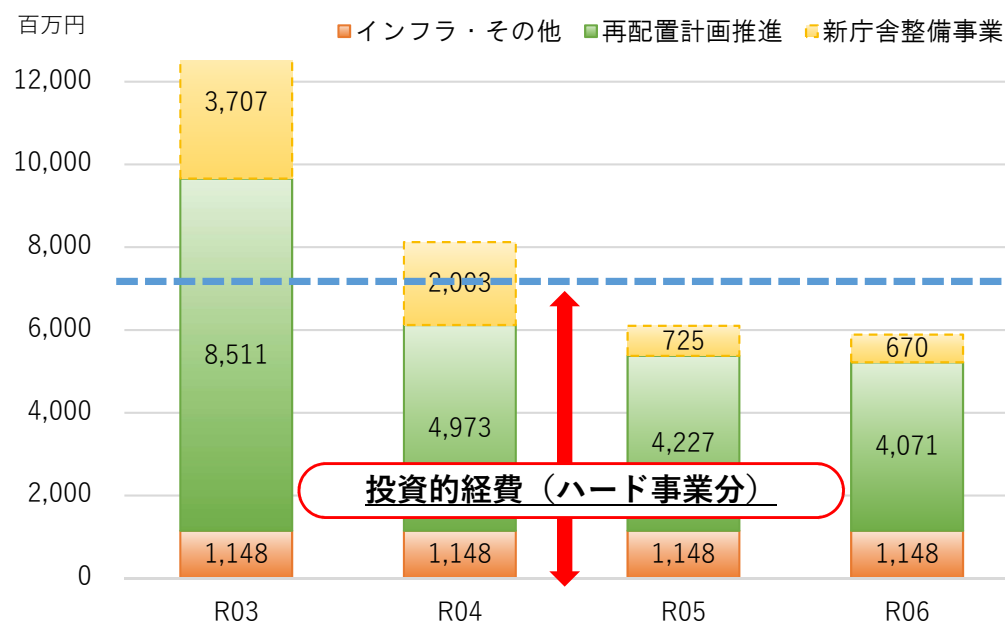
課題

国の財政措置を活用することにより地方債充当率が引き上げられるため、行財政プランにおける市債発行規律の上限を超過する可能性が生じており、有利な財源を活かした柔軟かつ機動的な財政運営に支障をきたす可能性があります。

<これまでの規律による投資的経費の見込額>



<今後の投資的経費の見込額>



公共施設の集約・複合化、長寿命化事業に対応するため、投資的経費（ハード事業分）に重点的に配分するとともに、再配置計画推進分及びインフラ・その他分の統合し、柔軟かつ機動的な取り組みを推進します。

また、積極的な繰り上げ償還や後年度の公債費を見据えた発行抑制、償還年限の柔軟な設定等により、将来の公債費抑制に取り組めます。

【財政規律の設定】 投資的経費に係る市債発行は、4年間で260億円以内（新庁舎整備除く。原則毎年度あたり65億円以内）

今後の政策的経費の取り組み（一般財源）

市民ニーズが多様化・複雑化するなかで、社会情勢の変化に伴って生じる諸課題や市民ニーズに的確に対応し、将来世代に負担を先送りすることなく、これからも住みやすいまちであり続けられるよう、毎年度一定の政策的経費（ソフト事業）が不可欠となります。また、スマート自治体の実現に向け、ICT技術の活用や標準化等による業務効率化の取り組み等に対する先行投資が必要となっています。

一方で、政策的経費（ソフト事業）は、目的の効果が一定得られれば恒久化して経常経費となるため、財政の健全性を維持するためには、行政評価のPDCAサイクルによる事業のスクラップアンドビルドを原則とすることが重要となります。

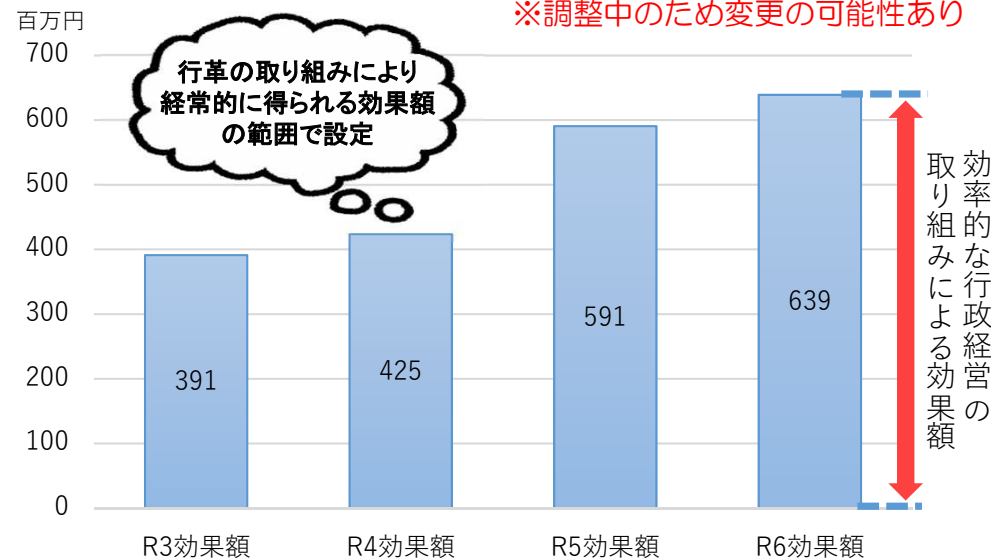
引き続き財政の健全性の確保に向け、政策的経費（ソフト事業）は効率的な行政経営の取り組みによる効果額の範囲内で実施することとします。

R2年度行政評価事務事業数 699事業



<効率的な行政経営の取り組みによる行革効果見込額（経常分）>

※調整中のため変更の可能性あり



計画期間中（4年間）の効果見込額 **2,045百万円**



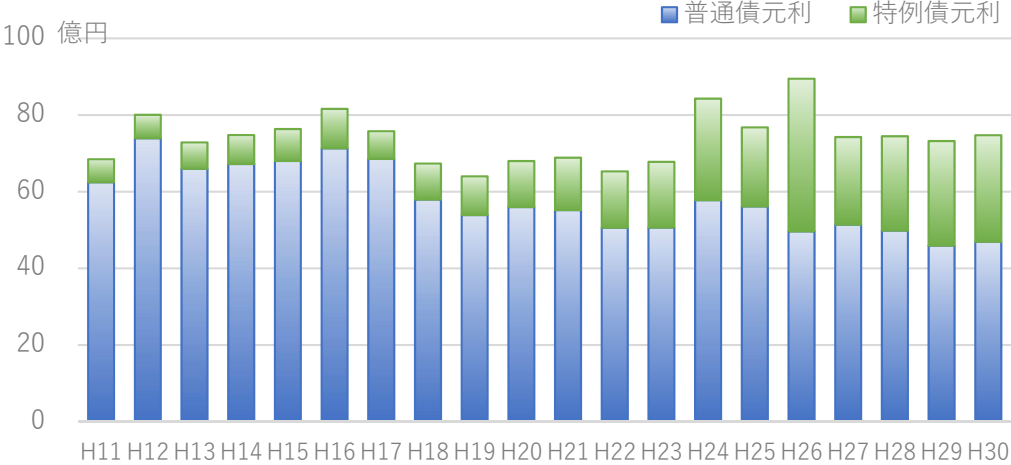
政策的経費（ソフト事業）の実施において、更なる行財政改革により当初計画した効果額を上回る事務事業の見直し等により、将来負担軽減の観点から財政効果が見込まれる場合は、積極的な事業化を推進するなど、一般財源の上限を適宜見直します。

【財政規律の設定】政策的経費（ソフト事業）に係る一般財源は原則毎年度あたり4～5億円程度の範囲内

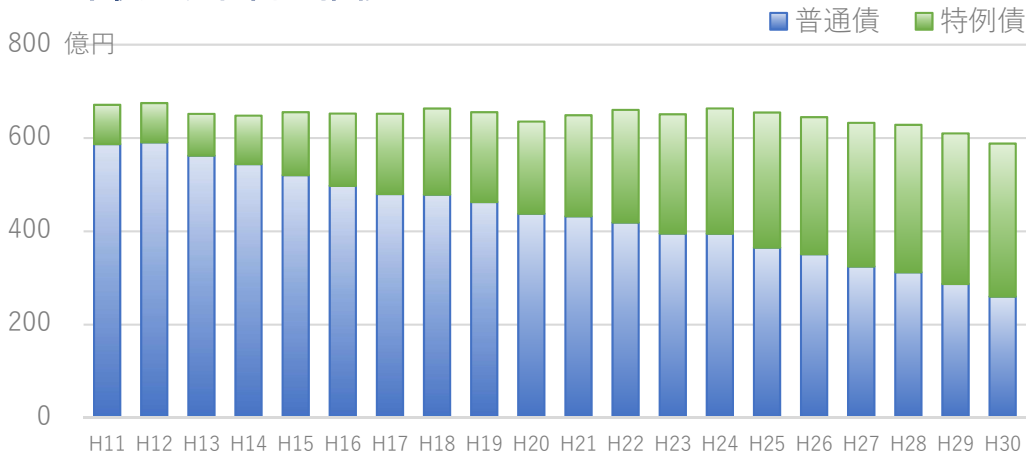
これまでの健全化判断比率の水準確保に向けた取り組みについて

現・行財政プランにおいては、市債の償還等に対する制限比率(実質公債費比率)、市債の残高等に対する制限比率(将来負担比率)をはじめとする健全化判断比率が30年先まで起債協議不要対象団体の判定のための国の基準以下となるよう、財政指標の目標を設定し、取り組みを進めてきました。

<公債費(償還額)の状況>



<市債の現在高の推移>



◇現・行財政プランにおける各種財政指標の目標と取組状況

指標名	指標の意味	達成見込 (R02予算)	目標値 (R02決算)	国の基準
実質赤字比率	標準財政規模に対する一般会計等を対象とした実質赤字額の割合	「－」	「－」	早期健全化基準 11.42% 財政再生基準 20.0%
連結実質赤字比率	標準財政規模に対する全会計を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額)の割合	「－」	「－」	早期健全化基準 16.42% 財政再生基準 30.0%
実質公債費比率	標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の割合	5.4%	R02年度で 7～11%	早期健全化基準 25.0% 財政再生基準 35.0%
将来負担比率	標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合	「－」	R02年度で 50～90%	早期健全化基準 350.0%
資金不足比率	公営企業ごとの事業の規模に対する資金の不足額の割合	「－」	「－」	経営健全化基準 20.0%

緊急防災・減災事業や公共施設等適正管理推進事業といった国の財政措置を活用することにより、地方債償還に要する市税負担の圧縮を図るとともに、積極的な繰上償還の実施により現時点で目標値の達成が見込んでいます。一方で公共施設再配置に係る市債発行額が大きく増加しなかったこと等により実質公債費比率、将来負担比率については基準以下となる見通しです。



市債発行に係る財政規律を遵守することで、各財政指標の目標値はおおむね達成できる見込みとなっています。一方で市債発行抑制や繰り上げ償還等により普通債残高については順次減少しているものの、特例債が年々増加する状況となっており、市債現在高及び元利償還額については高止まりが続いています。

健全性の判断指標への影響について①

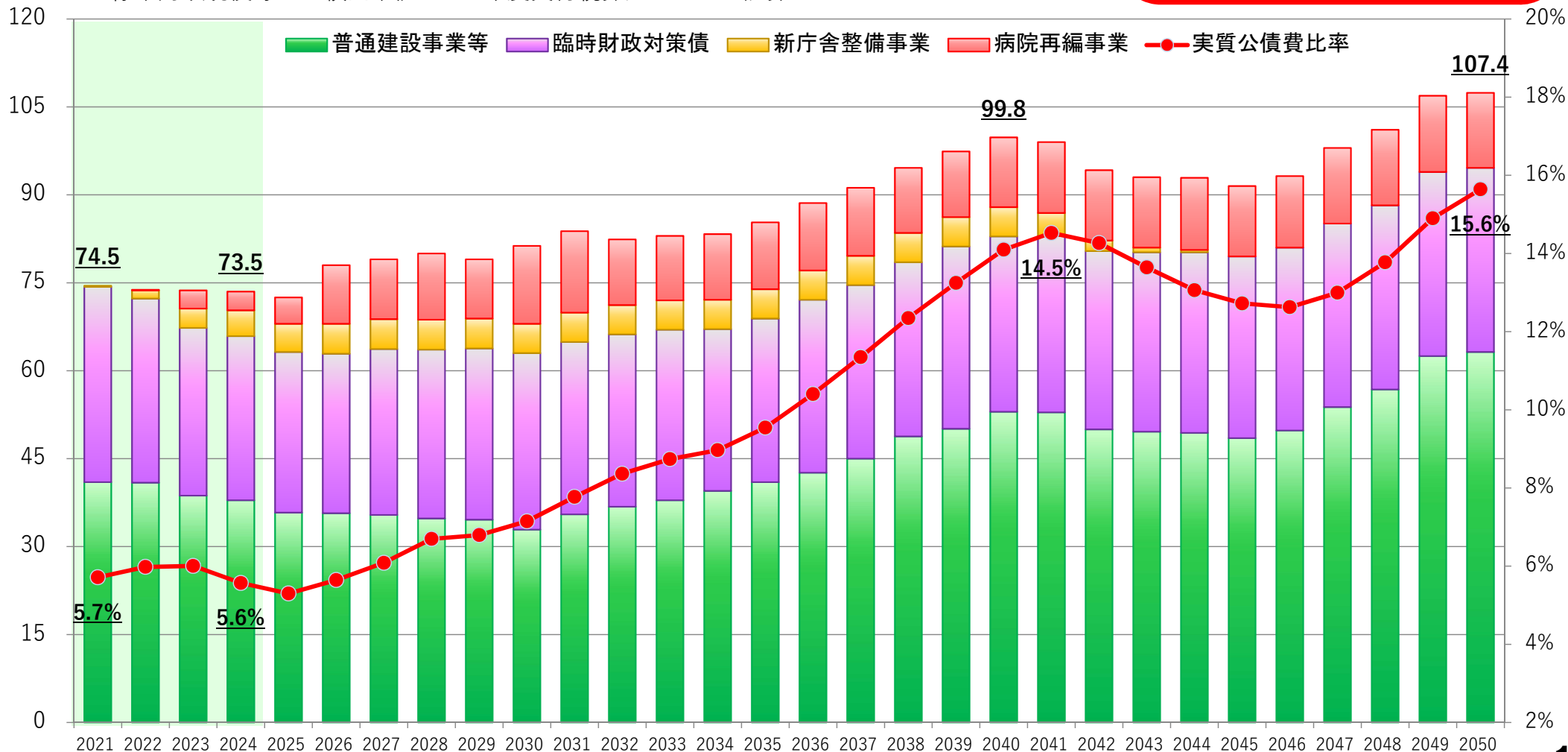
将来の収支見通しにおいて、公債費の増嵩が財政運営上の課題であることが明白であること、公共施設マネジメントを先送りすることなく、適切な投資の推進を図るため、引き続き財政健全化法における健全化判断比率である実質公債費比率、将来負担比率を地方債に対する財政の健全性を検証する指標として活用します。

また、同判断比率である実質赤字比率、実質連結赤字比率、公営企業の資金不足状況を判断する資金不足比率についても引き続き、健全性を検証する指標として活用します。

<(試算)市債の償還見込に対する健全化判断比率の見込> 公共施設マネジメント取組後

◇起債協議不要(事前届出)団体基準◇
実質公債費比率 18%

億円 ※標準財政規模等の比較基準値はR02年度交付税算定ベースで試算

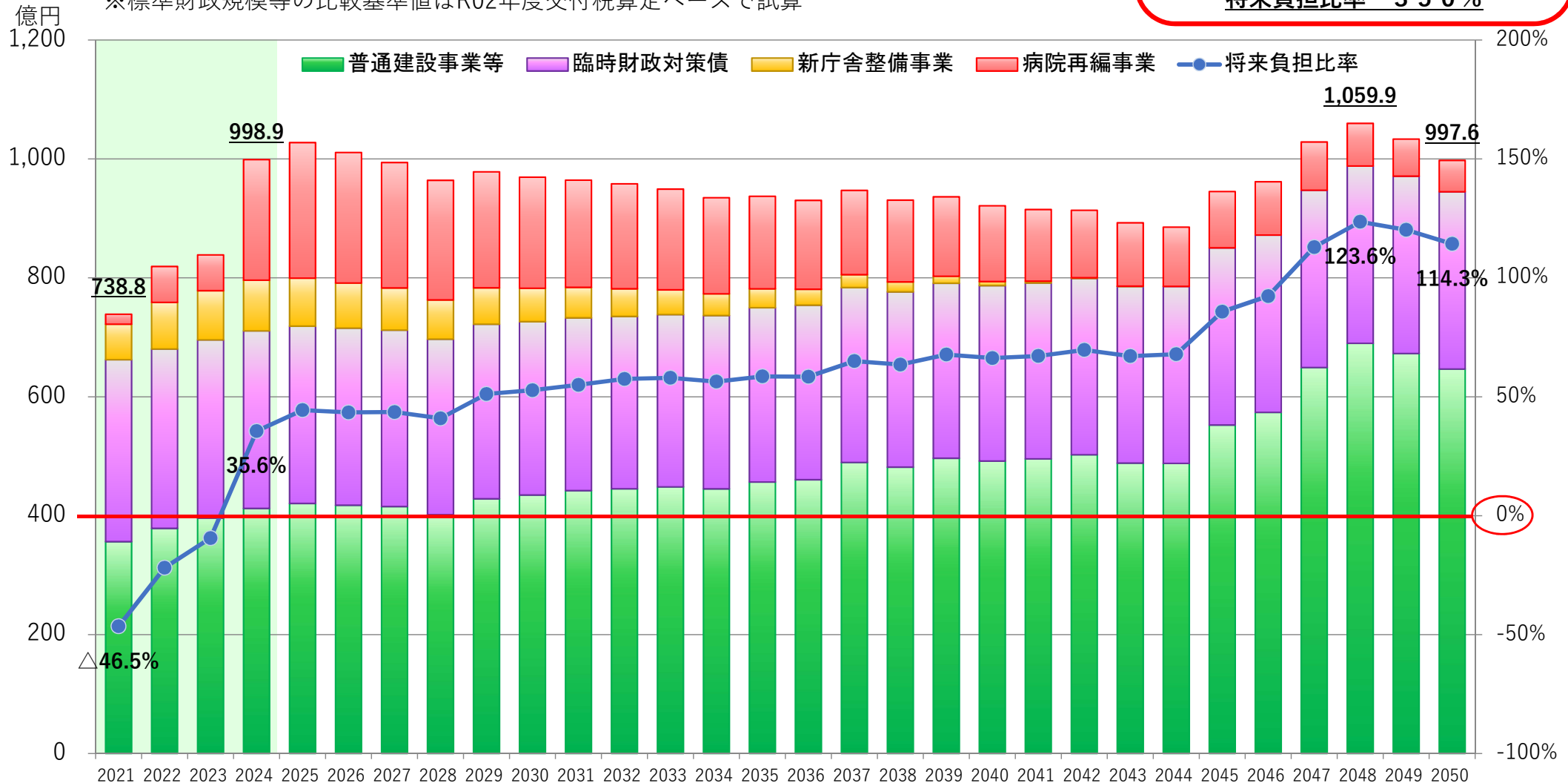


健全性の判断指標への影響について②

<(試算)市債残高見込に対する健全化判断比率の見込> 公共施設マネジメント取組後

※標準財政規模等の比較基準値はR02年度交付税算定ベースで試算

◇起債協議不要(事前届出)団体基準◇
将来負担比率 350%



新・行財政プランで設定する財政規律については、起債協議不要団体基準の範囲内となるよう設定します。また、新・行財政プランの計画期間の検証指標としての試算数値は以下のとおりとなります。

- ①実質公債費比率 : 2024年度で 3%～ 7%程度 (起債協議不要団体基準範囲内(18%以下))
- ②将来負担比率 : 2024年度で15%～55%程度 (起債協議不要団体基準範囲内(350%以下))
- ③その他指標 : 2024年度で実質赤字比率、実質連結赤字比率、資金不足比率が発生しない

(参考) 市債発行額の推移 (病院再編事業一般会計負担分含む)

市債発行額については、新庁舎整備事業及び既事業着手の集約・複合化事業の実施、病院再編事業の実施に伴い、一時的に発行額が増大する見込みとなっています。

インフラ・その他分、再配置計画推進分、臨時財政対策債、新庁舎整備事業は、20年償還(1年据置)を想定。
病院再編事業(建物整備)は30年償還(3～5年据置)、病院再編事業(機器整備)は6年及び7年償還(0年据置)を想定。

<(試算)市債発行額の見込> 公共施設マネジメント取組後

億円 ※病院再編事業分は病院事業債発行額のうち、元利償還金を一般会計が負担する部分のみを計上

